

閣 副 第 428 号
令和 5 年 6 月 7 日

各 都 道 府 県
各 政 令 指 定 都 市
各 市 区 町 村

孤独・孤立対策担当部局長 殿

内閣官房副長官補付（内政担当）
孤独・孤立対策担当室長
（ 公 印 省 略 ）

孤独・孤立対策推進法の公布について（通知）

平素より、孤独・孤立対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

孤独・孤立対策推進法（令和 5 年法律第 45 号。以下「法」という。）が本日
公布されました。

孤独・孤立の問題は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により一層深刻
な社会問題となっていることに加え、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加等
によりさらなる深刻化が懸念されます。

政府においては、令和 3 年 2 月に内閣官房孤独・孤立対策担当室を設置して
以降、孤独・孤立対策の重点計画の策定及び改定、孤独・孤立の実態把握に関
する全国調査、国における官民連携体制の構築、地方における官民連携体制の
モデル構築、一元的な相談支援体制の試行など、孤独・孤立対策を進める上で
基礎となる政策基盤や体制の整備を行ってきました。今後は、孤独・孤立対策
を現在のモデル開発や試行の段階から本格実施の段階へと進めていくため、国
及び地方における安定的・継続的な推進体制を整備することが必要となってい
ます。

このため、法は、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策
を推進するため、孤独・孤立対策の基本理念、国等の責務、施策の基本となる
事項、国及び地方の推進体制等について定めるものです。また、法の施行期日
である令和 6 年 4 月 1 日から、孤独・孤立対策に関する事務を内閣官房から内
閣府へ移管して実施することとしています。

これにより、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して、孤独・孤立対策を一層推進することとしています。

法の主たる内容は下記のとおりですので、法の趣旨を十分御理解いただき、関係者に対する周知につきご協力をいただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。別添として、法の概要に関する資料を添付いたしますので、周知に当たって活用いただければ幸いです。

なお、法の施行のために必要な関係政省令等については、今後、順次制定することとしています。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

記

第1 法の趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

第2 法の概要

1 総則

(1) 目的(第1条関係)

この法律は、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態(以下「孤独・孤立の状態」という。)にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組(以下「孤独・孤立対策」という。)について、その基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的とすること。

(2) 基本理念（第2条関係）

孤独・孤立対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。

ア 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。

イ 孤独・孤立の状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（以下「当事者等」という。）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすることを旨とすること。

ウ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われるようにすることを旨とすること。

(3) 国の責務（第3条関係）

国は、(2)に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、孤独・孤立対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(4) 地方公共団体の責務（第4条関係）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(5) 国民の努力（第5条関係）

国民は、孤独・孤立の状態にある者に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が実施する孤独・孤立対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(6) 関係者の連携及び協力（第6条関係）

国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(7) 法制上の措置等（第7条関係）

政府は、孤独・孤立対策に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

2 孤独・孤立対策に関する施策

(1) 孤独・孤立対策の重点計画（第8条関係）

ア 孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（以下「孤独・孤立対策重点計画」という。）を作成しなければならないこと。

イ 孤独・孤立対策重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。

（ア）孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針

（イ）孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

（ウ）（ア）及び（イ）に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

ウ 孤独・孤立対策重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

エ 孤独・孤立対策推進本部は、アの規定により孤独・孤立対策重点計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。これを変更したときも、同様とすること。

オ 孤独・孤立対策推進本部は、適時に、ウの規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果を遅滞なく公表しなければならないこと。

(2) 国民の理解の増進等（第9条関係）

国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(3) 相談支援（第10条関係）

国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(4) 協議の促進等（第 11 条関係）

国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(5) 人材の確保等（第 12 条関係）

国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(6) 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援（第 13 条関係）

国は、孤独・孤立対策に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び当事者等への支援を行う者が行う孤独・孤立対策に係る活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(7) 調査研究の推進（第 14 条関係）

国は、孤独・孤立の状態にある者の実態に関する調査研究その他の孤独・孤立対策に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(8) 孤独・孤立対策地域協議会（第 15 条関係）

ア 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

イ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならないこと。

(9) 協議会の事務等（第 16 条関係）

ア 協議会は、(8) のアの目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

イ 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、アの協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

ウ 協議会は、アに規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができること。

(10) 協議会の孤独・孤立対策調整機関（第 17 条関係）

ア 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り孤独・孤立対策調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができること。

イ 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(11) 秘密保持義務（第 18 条関係）

協議会の事務（調整機関としての事務を含む。以下同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(12) 協議会の定める事項（第 19 条関係）

（8）から（11）までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定めること。

3 孤独・孤立対策推進本部

(1) 設置（第 20 条関係）

内閣府に、特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（以下「本部」という。）を置くこと。

(2) 所掌事務等（第 21 条関係）

ア 本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

（ア）孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（イ）（ア）に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。

イ 本部は、アの（ア）に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体、協議会又は関係機関等の意見を聴くものとする。

(3) 組織（第 22 条関係）

本部は、孤独・孤立対策推進本部長、孤独・孤立対策推進副本部長及び孤独・孤立対策推進本部員をもって組織すること。

(4) 孤独・孤立対策推進本部長（第 23 条関係）

ア 本部の長は、孤独・孤立対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てること。

イ 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督すること。

(5) 孤独・孤立対策推進副本部長（第 24 条関係）

ア 本部に、孤独・孤立対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 9 条第 1 項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第 4 条第 1 項第 34 号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第 3 項に規定する事務を掌理するものをもって充てること。

イ 副本部長は、本部長の職務を助けること。

(6) 孤独・孤立対策推進本部員（第 25 条関係）

ア 本部に、孤独・孤立対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置くこと。

イ 本部員は、次に掲げる者をもって充てること。

（ア）総務大臣

（イ）法務大臣

（ウ）文部科学大臣

（エ）厚生労働大臣

（オ）農林水産大臣

（カ）国土交通大臣

（キ）環境大臣

（ク）（ア）から（キ）までに掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(7) 資料提出の要求等（第 26 条関係）

ア 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができること。

イ 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるとき

は、アに規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。

(8) 政令への委任（第 27 条関係）

（1）から（7）までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めること。

4 罰則（第 28 条関係）

2 の（11）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処すること。

第 3 施行期日等

1 施行期日（附則第 1 条関係）

法は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。

2 経過措置（附則第 2 条関係）

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

3 検討（附則第 3 条関係）

政府は、法の施行後五年を経過した場合において、法の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 内閣府設置法の一部改正（附則第 4 条関係）

内閣府設置法について所要の規定の整備を行うものとする。